

調査研究許可について

外国人による調査研究許可については、ほとんどの国が、事前に調査研究許可の取得を要することとしている現状から、その許可申請手続き等については、**在日本相手国公館に照会するほか、最近当該国において調査研究を実施した研究者と緊密な連絡をとる**などして遺漏のないようにすること。

(参考) 各在日外国公館連絡先 : [在日外国公館リスト](#) (外務省HP)

※調査許可取得のための費用は、科研費から支給可能です。
会計課調達経理係に立替金請求を行って下さい。